

平成20年第3回定例会 壱岐市議会 会議録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成20年9月19日 午前10時00分開議

日程第1	議案第65号	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する事項の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第66号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第67号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第68号	壱岐市職員の給与の特例に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第69号	壱岐市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第70号	壱岐市墓地、埋葬等に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第71号	長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第72号	長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第73号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第74号	損害賠償の和解について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第75号	平成20年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第76号	平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第77号	平成20年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第78号	平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第79号	平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第80号	平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第81号	平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第82号	平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第83号	平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第84号	平成20年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第85号	平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	認定第1号	平成19年度壱岐市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第23	請願第2号	「中小漁業関連資金融通円滑化事業(漁業・地域維持対策事業)」による漁業経営維持安定資金の保証責任準備金に関する請願	産業建設常任委員長報告・採択 すべきもの 本会議・採択
日程第24	陳情第3号	郵政民営化法の見直しを求める陳情	総務文教常任委員長報告・採択 すべきもの 本会議・採択
日程第25	要請第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出の依頼について	総務文教常任委員長報告・採択 すべきもの 本会議・採択
日程第26	要請第2号	「道路整備予算の確保に関する決議」採択のお願い	産業建設常任委員長報告・採択 すべきもの 本会議・採択
日程第27	議案第86号	諸津漁港竹ノ浦防波堤(改良)工事請負契約の変更について	産業経済部長 説明、 質疑、委員会付託省略、 討論・採決 本会議・可決
日程第28	議案第87号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務部長 説明、 質疑、委員会付託省略、 討論・採決 本会議・可決
日程第29	発議第6号	壱岐市議会会議規則の一部改正について	提出議員 説明、 質疑、委員会付託省略、 討論・採決 本会議・可決
日程第30	発議第7号	郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について	提出議員 説明、 質疑、委員会付託省略、 討論・採決 本会議・可決
日程第31	発議第8号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	提出議員 説明、 質疑、委員会付託省略、 討論・採決 本会議・可決
日程第32	発議第9号	道路整備の安定的な財源を求める意見書の提出について	提出議員 説明、 質疑、委員会付託省略、 討論・採決 本会議・可決
日程第33	閉会中委員会継続審査・継続調査申し出の件		申し出のとおり決定
日程第34	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

追加日程
第1

会議録署名議員の追加指名

10番 豊坂 敏文

出席議員（24名）

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
10番	豊坂 敏文君	11番	坂口健好志君
12番	中村出征雄君	13番	鶴瀬 和博君
14番	中田 恭一君	15番	馬場 忠裕君
16番	久間 進君	17番	大久保洪昭君
18番	久間 初子君	20番	瀬戸口和幸君
21番	市山 繁君	22番	近藤 団一君
23番	牧永 護君	24番	赤木 英機君
25番	倉元 強弘君	26番	深見 忠生君

欠席議員（1名）

9番 田原 輝男君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	松本 陽治君	事務局次長	加藤 弘安君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	小山田省三君
市民部長	米本 実君	保健環境部長	山内 達君
産業経済部長	山口 壽美君	建設部長	中原 康壽君
消防本部消防長	山川 明君	病院事業管理監	市山 勝彦君
病院管理部長兼病院事務長			山内 義夫君
教育次長	白石 廣信君	総務課長	堤 賢治君

財政課長 牧山 清明君

会計管理者兼会計課長 目良 強君

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さんおはようございます。

田原輝男議員から欠席の届け出があっております。ただいまの出席議員は24名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により、本日の会議を開きます。

議事に入る前に報告いたします。本日、白川市長より追加議案2件の送付があり、これを受理し議事日程に追加しておりますので御了承を願います。

ここで、市長から発言の申し出があっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。いよいよ今定例議会も最終日となりました。どうぞよろしく願いいたします。この場をお借りいたしまして、議員の皆様にご報告いたしますとともに、市民の皆様におわびを申し上げます。

まず、市民の皆様に対しおわびを申し上げます。既に、新聞報道等で御存じのことと存じますが、このたび市職員による公金の私的流用という不祥事が発生いたしました。

市民の皆様のご信頼を踏みにじる行為であり、9月16日付で当該職員を懲戒免職処分とするとともに、当時の担当課長及び担当係長を減給1カ月とするなど、7名の関係職員に対しまして厳しく処分いたしました。このような不祥事を未然に防止することができず、また長期間にわたり把握することができなかったことに対し、市民の皆様にご深くおわびを申し上げます。

私の市長就任以前のこととはいえ、これを深く受けとめ、行政責任を明確にするため、私と副市長の10月分の給料を10%減給すべく、本日追加議案として条例改正議案を提出いたします。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

今後、このような不祥事が二度と起こることのないよう、さらなるチェック体制の強化を図るとともに、職員の管理をしっかり行い、市民のご信頼を回復するため努力してまいります。まことに申しわけございませんでした。

次に、一般廃棄物処理施設整備計画見直し経過の御報告を申し上げます。

一般廃棄物処理施設整備計画については、世界的な原油、鉄鉱石等の高騰により、全国各地で焼却施設、溶融施設などのごみ処理施設の建設費及び運転経費が増嵩し、自治体の負担増となっており、そのためごみ焼却後の灰の溶融について見直しを行っている自治体も出てきている状況にあります。

壱岐市としましても、一部処理方式見直しができないものか、国及び県との協議を行いながら検討してきたところでございます。議員の皆様方には、今月5日に議会全員協議会を開催させていただき、6月定例議会以降の一部焼却灰の処理方式見直しの経過について御説明をさせていただきました。

その際に、時間的余裕がなかったという理由があるにせよ、新施設建設予定地の地元はもとより、議会に御協議をする前に報道及び自治公民館への文書発送などを行ったことへのお詫びを申し上げたところでございます。

また、御説明の折に、コンサルタント会社2社から焼却灰をセメントの原料化が望ましいとの提案を受け、現在の計画工期がおくれることのないように進めることを前提に、セメント会社へ焼却灰をセメントの原料として20年の受け入れ確約を得るべく作業を進めておると申し上げておりました。その結果を受けて、地元との協議を行い、議員の皆様方の御意見を十分お聞きしながら判断させていただきたいと申し上げたところでございます。

このような経過を経まして、山口県を含む北部九州地区で焼却灰をセメント原料として利用しているセメント会社3社に、新しい施設の完成から20年間の引き取りの確約をお願いしてまいりました。

その結果、現時点では受け入れ単価は1年ごとの契約ということ、また長期20年の受け入れ確約は長過ぎるので、10年後に再度協議が必要とのことでございまして、平成22年度以降の十分な確約は困難であるとの回答でございました。

先日16日に開催の厚生常任委員会におきましては、委員の皆様方から地元の意見を最大限尊重して、そのことを踏まえて判断をするようにとの御意見をいただいたところでございます。

16日19時から、新施設設置予定地区の住吉地区での施設整備計画説明会を開催いたしました。地元には、7月28日に説明会をしておりましたので、それ以降今日までの経過の報告を行った後、地元の方々との協議を重ねました結果、セメント会社の状況等総合的に判断いたしまして、地元地区からも要望がなされていたより安全安心な施設とするための協定書を遵守して、熔融炉を設置すべきと判断をいたしました。

その翌日、17日でございますけども、セメント会社から届きました壱岐市の焼却灰の分析結果では、壱岐市の焼却灰は塩素濃度が高くそのままでは処理が難しい、受け取りが困難であるなどの報告を受けました。

具体的に申し上げますと、セメント原料にするのは塩分が1%程度が望ましいということでございますけど、壱岐のサンプル3つ出してございますけど、その数値は3.1、4.32、7.58といずれも1%を大きく上回っております。やはり不安要素が多く、現段階で施設整備計画の一部焼却灰処理方式の見直し、いわゆるセメント原料一本化とするということにつきまして

ては不安要素が多く、現段階ではこの決定をするだけの確信を得ることはできませんでしたので、現在の計画どおり灰溶融炉で進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、新施設整備後も社会情勢等を十分見きわめながら、焼却灰のセメント処理化も視野に入れての計画も進めていく必要があると考えております。その場合は、関係各機関と連絡調整をいたしまして、議会とも協議を行った上での対応とさせていただきたいと考えております。

また、市民の皆様方からもパブリックコメントをいただいたことに対し厚くお礼を申し上げます。4通のパブリックコメントをいただきました。これまで、議員の皆様方には御心配をおかけいたしましたことに対し深くおわびを申し上げますとともに、今後ともどうぞ御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、2件につきまして御報告を申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1. 議案第65号～日程第26. 要請第2号

○議長（深見 忠生君） 日程第1、議案第65号郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の配置分合に伴う地域審議会の設置に関する事項の一部改正についてから、日程第26、要請第2号「道路整備予算の確保に関する決議」採択のお願いについてまで、26件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（中田 恭一君） 委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第65号郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の配置分合に伴う地域審議会の設置に関する事項の一部改正については原案可決。議案第66号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については原案可決。議案第67号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理について、原案可決。議案第68号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の制定について、原案可決。議案第83号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

続きまして、陳情の審査の報告に移ります。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告をします。

受理番号、陳情第3号、付託年月日、平成20年9月10日、件名、郵政民営化法の見直しを

求める陳情、審査の結果、採択すべきものとしたしております。委員会の意見はなし、措置として意見書の提出を行うようにしております。

次に、要請の審査報告でございます。本委員会に付託された要請を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告をします。

受理番号、要請第1号、付託年月日、平成20年9月10日、件名、新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出の依頼について、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見はなし、措置として意見書の提出を行うようにしております。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから、総務文教常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

○厚生常任委員長（近藤 団一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

一つ、議案第69号壱岐市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について、原案可決。一つ、議案第70号壱岐市墓地、埋葬等に関する条例の一部改正について、原案可決。一つ、議案第71号長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議について、原案可決。一つ、議案第72号長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、原案可決。一つ、議案第76号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。一つ、議案第77号平成20年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）、原案可決。一つ、議案第78号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。一つ、議案第81号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。一つ、議案第82号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。一つ、議案第85号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）、原案可決であります。

以上であります。

ただ、委員会の意見を申し上げます。特別養護老人ホームについて、4月の人事異動により正規職員が3名減となっている。しかし、全体の業務状況を見ると65名の職員のうち正規は

25名、嘱託7名、臨時33名という、この職場としては普通に考えられない職員構造になっている。また、臨時職員も正規職員と何ら変わりなく責任と任務を任されており、もう少し任用の面で考慮する必要があるのではないか。

また、正規職員3名の減により、4月からの夜間勤務体制がそれまで正規2名と嘱託、臨時3名を張りつけていたものが、正規1名と嘱託、臨時4名という、ただでさえお年寄りの介助が不安な状況の中に、ますます不安を増長するような状況をつくり出している。

福祉の一番重要な部分の現場で働く職員の半数以上が嘱託や臨時でカバーされているということは、事故の場合の責任上からも大きな問題である。すぐさま、即是正とはならないまでも、年次を区切ってできる限り早急に改善されるよう切に希望する。

以上で、委員長報告終わります。

○議長（深見 忠生君） これから、厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員長の報告を申し上げます。赤木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 英機君） 委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をします。

議案第73号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更については原案可決。議案第74号損害賠償の和解については原案可決。議案第79号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案可決。議案第80号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案可決。議案第84号平成20年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）については原案可決。

続きまして、認定第1号についての報告をいたします。平成19年度壱岐市水道事業会計決算認定について、本委員会に付託された認定第1号平成19年度壱岐市水道事業会計決算については、審査の結果、次の意見を添えて認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

委員会意見、認定第1号について、水道使用料の滞納額が年々増加傾向にある。徴収の努力は認めるが、なかなか改善に至っていないのが現状である。滞納者とは分納契約書を取り交わし、悪

質な場合は給水停止も含め、今後なお一層の徴収に努力されたい。

続きまして、請願についての報告をいたします。本委員会に付託された請願、審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第136条の規定により報告します。

請願第2号「中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）」による漁業経営維持安定資金の保証責任準備金に関する請願でございます。審査の結果、採択すべきもの。委員会の意見はございません。市長の方に送付させていただきます。

続きまして、要請第2号の報告をいたします。本委員会に付託された要請を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告します。

「道路整備予算の確保に関する決議」採択のお願いでございます。採択すべきものとししました。委員会の意見ございませんで、意見書の提出をいたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。町田光浩予算特別委員長。
〔予算特別委員長（町田 光浩君） 登壇〕

○予算特別委員長（町田 光浩君） 予算特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第75号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）、原案可決。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。
〔予算特別委員長（町田 光浩君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、各案件に対し、討論、採決を行います。

初めに、議案第65号郷ノ浦町、勝本町、芦部町、石田町の配置分合に伴う地域審議会の設置に関する事項の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第65号郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の配置分合に伴う地域審議会の設置に関する事項の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第65号郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の配置分合に伴う地域審議会の設置に関する事項の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第66号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第66号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第67号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第67号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の制定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第68号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。
この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第68号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号壱岐市認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてに対する討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第69号壱岐市認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第69号壱岐市認可地縁団体印鑑条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号壱岐市墓地、埋葬等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第70号壱岐市墓地、埋葬等に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第70号壱岐市墓地、埋葬等に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議についてに対する討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第71号長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第71号長崎県離島医療圏組合の解散に関する協議については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第72号長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第72号長崎県離島医療圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第73号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第73号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号損害賠償の和解についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第74号損害賠償の和解についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第74号損害賠償の和解については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第75号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第75号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

議案第76号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第76号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号平成20年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第77号平成20年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第77号平成20年度壱岐市老人保健

特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号平成20年度老崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第78号平成20年度老崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第78号平成20年度老崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成20年度老崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第79号平成20年度老崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第79号平成20年度老崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成20年度老崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第80号平成20年度老崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第80号平成20年度老崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号平成20年度老崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に対

する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第81号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第81号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第82号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第82号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第83号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第83号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号平成20年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第84号平成20年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。
この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第84号平成20年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第85号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。
この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第85号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成19年度壱岐市水道事業会計決算認定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、認定第1号平成19年度壱岐市水道事業会計決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第1号平成19年度壱岐市水道事業会計決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、請願第2号「中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）」による漁業経営維持安定資金の保証責任準備金に関する請願についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、請願第2号「中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）」による漁業経営維持安定資金の保証責任準備金に関する請願についてを採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、請願第2号「中小漁業関連資金融通円滑化事業（漁業・地域維持対策事業）」による漁業経営維持安定資金の保証責任準備金に関する請願については委員長の報告のとおり採択されました。

次に、陳情第3号郵政民営化法の見直しを求める陳情に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、陳情第3号郵政民営化法の見直しを求める陳情を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、陳情第3号郵政民営化法の見直しを求める陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、要請第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出の依頼についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、要請第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出の依頼についてを採決します。この採決は起立によって行います。この要請に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、要請第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出の依頼については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、要請第2号「道路整備予算の確保に関する決議」採択のお願いに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、要請第2号「道路整備予算の確保に関する決議」採択のお願いを採決します。この採決は起立によって行います。この要請に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、要請第2号「道路整備予算の確保に関する決議」採択のお願いは委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第27. 議案第86号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第27、議案第86号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 議案の説明につきましては、担当部長にさせますのでよろしくお願いたします。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

[産業経済部長（山口 壽美君） 登壇]

○産業経済部長（山口 壽美君） 議案第86号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。本日提出でございます。

内容といたしまして、契約の目的、諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事、契約の方法、随意契約、変更後契約金額2億9,074万1,850円、現契約2億5,382万8,050円、3,691万3,800円の増でございます。経費につきましては、入札差金を充当させていただいております。

契約の相手方、壱岐市勝本町大久保触1726、株式会社松本建設、代表取締役松本常敏。

提案理由、地域水産物供給整備事業に基づき、防波堤の早期完成のため改良延長を7メートル追加施工することに伴い、契約金額を変更する必要があります。

次のページの図面をお開きいただきたいと思います。図面で、防波堤改良64メートルとなっております。当初契約が57メートルでございましたので、今回7メートルの追加で施工する予定でございます。

以上でございます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） この7メートル、この追加について、平成21年度以降の工事をしやすくするためですか、ただ単に予算の関係で7メートル追加ですか、どちらですか。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 工事延長につきましては、100メートルを予定いたしております。そういう関係上で、今回入札差金で7メートル追加して増工する予定にいたしております。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 次年度分を先行して、今回7メートル分を施工しております。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第86号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の変更については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから議案第86号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第86号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第87号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第28、議案第87号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 追加議案の表紙から4枚目をお開きをお願いいたします。議案第87号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の冒頭の報告の中にもございましたように、市職員による公金の私的流用の不祥事に伴い行政責任を明確にするため、市長及び副市長の現行の給料を1カ月間10分の1減額するものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。市長及び副市長の給料月額減額、3、第2条に規定する市長及び第4条に規定する副市長の平成20年10月に支給する給料の月額は、同条に定める額から100分の10を減じて得た額とするをいたしております。

この2条、4条の規定でございますが、市長が100分の30、副市長が100分の15をそれぞれ減じられております。これから100分の10をそれぞれ減額するものでございます。

なお、議案の最後には新旧対照表を添付いたしておりますので、御一読をお願いをいたしたいと思っております。

附則でございますが、この条例は平成20年10月1日から施行するをいたしております。

以上で議案第87号の説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。23番、牧永議員。

○議員（23番 牧永 護君） 職員の処分、それから市長の処分と朝から言われておりますけど、内容的に見ると、事務的扱いが非常にお粗末であって起こるべくして起こったような事件でございまして。

再発防止のための改善策等も議会に示されなくて、処分だけというのは非常におかしいと思っております。どのように再発防止のために検討されたのかもお聞きしたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 再発防止につきましては、各現金を扱う部署について、すべて各所管部長に具体的な内容を出すようにとっております。

ただ、私が思っておりますのは、ただいま入場券に通し番号がついてないようでございます。そういった基本的なことからも見直していかなければいけないと思っております。

各部から出てまいりましたチェック体制の案、そしてそれを集約いたしまして、次回議会において御報告を申し上げたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 牧永議員。

○議員（23番 牧永 護君） 早急に見直されて、二度とこういう事件が起こらないように襟を正していただきたいと思います。

終わります。

○議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。1番、音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） この条例は、10月1日から施行すると可決された場合はなっておりますが、市長と副市長の減額期間は1カ月であるわけですね。そうしますと、この条例の廃止は次期議会に提案されるということになるわけですか、手順として。

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） 提案理由にも書いておりますように1カ月間といたしておりますので、特例条例でございますから、このままで結構かと思っております。

○議長（深見 忠生君） 1番、音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 施行期間を明示すべきではないかと私は申し上げてるんで、1カ月間と漠然となっておりますが、提案する上では施行期間を明示すべきと考えますので申し上げてるわけです。

○議長（深見 忠生君） 久田副市長。

○副市長（久田 賢一君） 支給の期間につきましては、この特例条例の中に20年の10月に支給する分ということで明記をいたしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） そうしますと、この条例は1カ月間したら自然に消滅するというようなことになるわけですか。

○議長（深見 忠生君） 久田副市長。

○副市長（久田 賢一君） そのとおりでございます。

○議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。——質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第87号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号については委員会の付

託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから議案第 87 号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。
この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 87 号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開を 11 時 10 分といたします。

午前10時57分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

日程第 29. 発議第 6 号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第 29、発議第 6 号壱岐市議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。牧永護議員、お願いします。

〔提出議員（牧永 護君） 登壇〕

○提出議員（23番 牧永 護君） 発議第 6 号、提出者、牧永、賛成者、鶴瀬和博、壱岐市議会会議規則の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由、地方自治法の一部改正に伴い改正の必要があるため。

壱岐市議会会議規則の一部を改正する規則、壱岐市議会会議規則の一部を次のように改正する。
第 159 条中、「法第 100 条第 12 項」を、「法第 100 条第 13 項」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

159 条とは、議員の派遣に関する条項で、地方自治法の規定を根拠としているため、法の改正に伴い項の番号で改正するものであります。

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（牧永 護君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第6号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから発議第6号壱岐市議会会議規則の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第6号壱岐市議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第30. 発議第7号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第30、発議第7号郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。2番、町田光浩議員、お願いします。

〔提出議員（町田 光浩君） 登壇〕

○提出議員（2番 町田 光浩君） 発議第7号、提出者、町田、賛成者、市議会議員音嶋正吾、同田原輝男、郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

意見書の案を朗読いたします。郵政民営化法の見直しに関する意見書（案）、昨年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社のもとに4つの会社に分社化されました。

民営化スタート後の状況を見ると、三事業一体体制が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出しております。また、国民サービスの面でも、「利便性向上」をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民からの不安の声が多く寄せられております。このことは、国民共有の財産である「郵便局ネットワークの存続」に赤信号がともっているといっても過言ではありません。

また、壱岐市内においては漁協支所の廃止、さらに農協支所の統合等も予定されており、金融機関窓口が減少する中、郵便局の存在価値が一層大きくなっています。

最大の問題は、郵便事業には全国一律のサービスを維持することが法律に明記されているのに対し、貯金、保険のいわゆる金融サービスについては、法律の上で将来にわたってサービスを受けられる保証は何もないということです。したがって、郵便局以外の代替手段を持たない地域住民にとって、死活問題とも言うべき大きな不安となっています。

よって、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう法的な見直しを含め、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるべく必要な措置を講ずることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成20年9月19日、長崎県壱岐市議会。提出先として、衆議院議員議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣です。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（町田 光浩君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第7号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから発議第7号郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第7号郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第31. 発議第8号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第31、発議第8号新たな過疎対策法の制定に関する意見書

の提出についてを議題とします。

提出議案の趣旨説明を求めます。14番、中田恭一議員お願いします。

〔提出議員（中田 恭一君） 登壇〕

○提出議員（14番 中田 恭一君） 発議第8号、平成20年9月19日、提出者、壱岐市議会議員中田恭一、賛成者、同じく坂本拓史、鶴瀬和博、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）、過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果は上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、また都市に対して食料の供給、水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地域温暖化の防止に貢献するなどの多面的公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共有の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を、未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月19日、長崎県壱岐市議会、提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣です。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第8号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから発議第8号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第8号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第32. 発議第9号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第32、発議第9号道路整備の安定的な財源を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の趣旨説明を求めます。24番、赤木英機議員お願いします。

〔提出議員（赤木 英機君） 登壇〕

○提出議員（24番 赤木 英機君） 発議第9号、提出者、赤木英機、同じく賛成者、深見義輝、馬場忠裕。道路整備の安定的な財源を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

道路整備の安定的な財源を求める意見書（案）、道路は国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な施設であり、その整備は全国民が長年にわたり熱望しているところであります。

高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくりを推進するとともに、地域規模での環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、道路整備はより一層重要となっています。

特に、本市は九州本土の北部に位置する離島で、地理的、地勢的に極めて大きなハンディキャップがあり、地域格差の解消や自立を図るためには、企業立地や観光振興などを支援する道路網の整備促進なくして、本市の振興発展は考えられない状況です。

国におかれては、公共交通機関が整っている大都市と、本市のように整備がおこなわれている地方

の離島では、道路整備に対する住民の意識に違いがあることを十分に認識し、地方の声や実情に十分配慮し、必要な道路整備がおくれることのないように、下記の事項を実現するように強く要望する。

1、道路特定財源の一般財源化に当たっては、納税者の意見を十分に踏まえた上で結論をえるとともに、財源配分のあり方や各地方団体の影響を十分に検証し、必要な道路整備財源は安定的に確保すること。

2、地方の実情に柔軟に対応するため、今後も地方団体の財政力に応じた交付率の引き上げなどを含んだ自由度の高い交付金制度を継続すること。

3、新たな道路整備計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に反映する仕組みを取り入れるとともに、地方にとって必要な道路整備を確実に盛り込むこと。

4、ガソリン税等の暫定税率の失効に起因する地方団体の歳入欠陥及び国道、地方道の道路整備費の減少については、地方の意見を十分に聞いた上での国の責任において確実に補てん措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月19日。長崎県壱岐市議会、提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第9号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから発議第9号道路整備の安定的な財源を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第9号道路整備の安定的な財源を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第33. 閉会中委員会継続審査・継続調査申し出の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第33、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、委員会の審査及び調査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

日程第34. 議員派遣の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第34、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は可決されました。

追加日程第1. 会議録署名議員の追加指名

○議長（深見 忠生君） ここで、お諮りいたします。会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、会議録署名議員の追加指名を議題にします。

9月5日、今期定例会の会議録署名議員として9番、田原輝男議員を指名していましたが、本日欠席でありますので、会議録署名議員として10番、豊坂敏文を追加指名いたします。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その

他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定をしました。

○議長（深見 忠生君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月5日より本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重審議を賜り、全議案について可決、御承認をいただき、まことにありがとうございました。

衷心より敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも、御指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国政の場では先般の福田首相の突然の辞任を受け、1年前と同様自民党総裁選挙が連日連夜テレビや新聞をにぎわし、国民の関心も非常に高まっております。さらに、来月末にも衆議院選挙をうかがわせる様相を呈しており、混乱を避けられない状況であります。このような中、市では燃油の高騰やこれに端を発する航路問題等多くの問題が山積いたしており、国政の一日も早い安定を願うものであります。

日中はまだまだ暑い日が続いておりますが、朝夕は次第に涼しくなり秋の気配が濃く感じられるようになってまいりました。議員皆様におかれましては、御健勝にてより一層御活躍されますことを心からお祈り申し上げましてごあいさつといたします。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもちまして、平成20年第3回壱岐市議会定例会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午前11時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 市山 和幸

署名議員 田原 輝男

署名議員 豊坂 敏文